

ヨックはいつまでもなくならないであろう。

Philippe Latty, *Les systèmes de pré-retraite en France, Droit Sociale*, No 4-Avril, 1973.

(藤井良治 亜細亜大学)

## 父親に対する 出産現金給付制度の創設

(スウェーデン)

1973年5月16日、スウェーデン議会は、新しい出産現金給付を盛り込んだ国民健康保険法 National Health Insurance の改正を承認した。1973年の国民健康保険法の改正により、1974年1月1日から出産保険は、両親に給付を行なうようになった。出生児を養育するために父親が家にいる時、父親が現金給付の受給権を得ることができることになった。

スウェーデンと同様、社会保障制度の確立している諸国では、産前産後の一定期間就労女性に対して出産給付を行なっている。過去何年にもわたり、出産による母体保護の目的で仕事を離れた女性に出産給付がなされてきており、離職した場合には入院を含めた医療サービスは、国民健康保険によりなされていた。ほとんどの国において、ここ10年から15年のごく最近になって医療サービスとともに、母親の収入減少に代わる家庭収入として現金給付が行なわれるようになってきた。

今やスウェーデンは、就労している父親に対する出産現金給付制度を創設したことで、出産給付制度をさらに前進させた。新しい出産給付制度創設の理由は、両親共働きの場合、出産により離職した場合の収入減少は、個々にその補填がなされるべきであるという考え方によるものである。

女が出産のために休職した場合、すぐにその収人がなくなり、その一部につい

ては出産現金給付により補填されることになる。しかしながら、父親が子を養育するために家にいた場合、その補填がなされないため収入は無くなることになる。

かりに分娩に異常がなければ、母親は産前産後の出産期間（産前2ヶ月、産後4ヶ月）すべて家にいなくともよい。母親は、職場復帰するか、あるいは個人的な事情で父親のために家にいることになる。今改正が行なわれるまでは、母親が仕事に就くと同時に出産現金給付は支給停止になっていた。

改正法では、両親のいずれか一方が出生児の養育のために家にいれば、その者に現金給付がされるようになった。両親に対する現金給付は、実質的には以前の給付額より高額となっている。

女性労働力の観点から1973年の改正法をみた場合、女性の職業訓練及び教育の問題、家で養育される子の数の減少、ならびに、現代における家庭での時間節約の状況ということを如実に反映している。さらに、働く女性からの職業及び家庭での男女同権の要求が多分に反映されている。

### スウェーデンの出産現金給付

スウェーデンの母親に対する出産現金給付は一時金及び所得比例部分の2種類から構成されている。一時給付金は、結婚、就労、保険の適用の有無を問わず全ての母親に支給され、その財源は、ほとんど一般会計でまかなわれている。一時金の額は、1,080 クローネで、生産業に携わる女性の平均賃金の3分の2相当額である。

第2番目の給付である所得比例給付の受給権を得るには、母親は出産の前引続き9ヶ月間雇用されており、かつ、年間所得が2,600 クローネあることが要件とされている。この年間所得の額は、生産業に携わる女性労働者の年間所得より低いものである。このように所得比例給付の受給要件が相対的に低い水準になっているので、ほとんどの女性が受給要件ぎりぎりの期間就労している。

受給要件を満たした者には、その者の所得に応じて先に日額1~46クローネが支給される。給付対象の収入限度額は3,900 クローネである。この額は、生産業

に携わる女性労働者の平均賃金の約2倍である。この運用がいかにされているかを例示すると、賃金が国民の平均である女性には一律1,080クローネの一時金と、月約660クローネの所得比例額が支給される（日額にすると22クローネになる。）平均的にみると、この給付の合算額は、純収入の80%を目途にされていることになる。

### 新しい両親の給付

本年1月施行された改正法に基く両親の給付は、スウェーデンにおける女性の就労推進及び一度就職した女性を出産退職から保護するという意味から活気的なものである。他の西欧諸国と同様、スウェーデンでは、現在、深刻な労働力不足にみまわれており、この労働力不足問題を緩和するために女性労働力に大きな期待を寄せている。最近の調査結果をみると、既婚女性の就労率は、1961年の30%から1971年には53%に上昇している。女性に対する他の重要施策には、日常の福祉活動の強化及び出産休職中の女性について火燃性職業採用禁止の立法化がある。

さらに、女性の就労推進策として1962年の所得比例年金がある。1962年以前、スウェーデンでは67歳になった全老人に一律の額の老齢年金を支給していた。この年金額は高額ではなく、所得比例年金は労働者にだけ適用されていた。女性労働者は、所得比例年金の受給権を自から取得する優利性に気付き、その多くの者が所得比例年金の受給権を得るために職場復帰し、あるいは、新しく仕事についた。

両親のいずれか一方に現金給付をするようにした1973年の法律は、母親のみならず家庭に多大の利益をもたらすために改正されたのである。まず第一に、共働きである両親のいずれか一方が子の養育のために家にいる場合、休暇中のうち80日間だけ現金給付がなされる。以前、所得比例部分の給付は、出産のために休職した母親に対してだけその休職した日毎にされていた。母親が仕事を就くと、給付は停止された。今改正により、母親はいつでも職場に復帰できるようになり、その代わり父親が子の養育のために家にいれば180日間給付を受けられるように

なった。さらに、給付対象期間はいつでも代って休むことができる。スウェーデンの担当官は、この制度が創設されたことにより、子を養育するために父親が母親に代って家にいることを経済的に可能ならしめたと説明している。なぜなら、ほとんどの家庭収入は父親に対する給付で維持することが可能となったからである。

### 給付形態

両親に対する給付は、实际上、以前の出産給付の額を上回るものとなった。前に記したように、以前の給付は純収入の平均80%を補填するのを目途にされていた。最高で純収入の100%，最低50%となっていた。新しい給付体形では、1974年の場合、上限を年間54,750クローネとして、養育のため家にいる場合は、総収入の90%を補填することになっている（消費者物価指数の変動に基く自動調整がある）。また、給付日額の最低が7クローネから25クローネに、最高が52クローネから135クローネにそれぞれ引上げられた。

家庭で最高所得者（一般的には父親）が家にとどまることになると、いくらかの財政的負担増が見込まれる。給付額が家にいる者の所得の90%とされているため、低所得者が家にいた場合、家庭収入はいくらか減少となる。しかしながら、法定給付期間満了までいずれか一方が家にいることができる。一方、高額所得者が家にいた場合、財政上の問題があるため、新しい制度では財政の長期安定を期している。以前、出産現金給付の支給期間は、所得比例老齢年金の対象外となっていた。いいかえれば、出産休職期間は、老齢年金の対象期間から除外されていたのである。これを今改正により、老齢年金の対象期間とするようにされた。この費用のほとんどは事業主からの保険料引上げでまかなうことになっている。保険料率を賃金の3.2%から3.8%に引上げることにより、1973年の改正に同時に盛り込まれた疾病手当及び歯科治療の引上げが行なわれることになった。

1973年改正法では、10歳未満の疾病児を看護するために両親のいずれかが家にいる場合、その者に対して10日間疾病現金給付がなされるようになった。以前はこのような給付制度はなかった。これにより、母親が仕事を続ける一方父親が短

期間家にいることが経済的に可能となった。さらに、母親が出産のために入院している間、父親が子を養育するために家にいる場合も、現金給付が行なわれる。

### 諸外国の出産給付

スウェーデンの社会保障制度における出産給付の主たるものは以上のとおりであるが、他の国々ではその半数以上が我国に類似する制度を確立しており、その目的は概ね( a )医療サービスによる母親の健康保険( 入院 )及び( b )現金給付による収入減少の補填である。このうち、健康保険は、一般的にまず最初に行なわれてきており、スウェーデンに引き続き多くの国々では何らかの健康保険制度で医療及び出産現金給付を行なっている( オーストリア、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ノルウェー、イギリス )。出産現金給付の財源は、一般的には保険料でまかなわれているが、被保険者でない母親に対する現金給付の財源が一般会計でまかなわれているのがいくつかみられる。

現在、定期的な出産現金給付を行なっている国は88ヶ国にのぼっている。これらの多くは最近になって創設されたものであるが、先進諸国ほとんどでは、この種の制度を有している( オーストラリアでは月額給付制度はないが、一時金としてすべての母親に支給している。)。出産給付の額及び給付期間は国により異なっている。ほとんどの国では、次表のとおり、給付額は賃金の60%~100%である。

給付額は、次のいずれかの方法により計算されている。( 1 )給付額に上限を設けず、賃金に一定の率を乗じる( オーストリア、ベルギー、カナダ、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ )、( 2 )賃金等級区分による計算( フィンランド、フランス、イスラエル、ニュージーランド、スウェーデン )。後者の実際の支給額は、他にも受給要件が設けられており、支給最高限度額より幾分か下まわる。フランスの例でいくと、母親が賃金の90%の給付を受けるには、すでに3人の子がいなければならぬ。

出産給付の計算には、他の方法もいくつかある。ノルウェー及びスイスでは、

給付に限度額を設け、収入に応じた給付をしている。英国では、すべての母親に一律に出産現金給付をし、配偶者に定額の付加給付をしている。

医療サービス及び現金給付の他に、16ヶ国では、直接母親に一時金を支給している。現在のところ、スウェーデンだけが、父親にも出産給付をしている国である。

主要国における出産現金給付の比較 ①

国名	月額現金給付	一時金	支給率②	期間(週)
オーストラリア	No	Yes③	— %	—
オーストリア	Yes	Yes	100	12
ベルギー	Yes	No	60	14
カナダ	Yes	No	66 $\frac{2}{3}$	15
デンマーク	Yes	Yes	90	14
西ドイツ	Yes	Yes	100	14
フィンランド	Yes	No	15④	12
フランス	Yes	No	90④	14
イスラエル	Yes	Yes	75④	12
イタリア	Yes	No	80	21
日本	Yes	Yes	60	12
オランダ	Yes	No	100	12
ニュージーランド	Yes	No	100④	24
ノルウェー	Yes	No	⑤	12
スウェーデン	Yes	Yes	90④	24
スイス	Yes	No	⑤	10
イギリス	Yes	Yes	⑥	18

(注) ①資料、Social Security Programs Throughout the World. 1971. 1972. 1973.

- ② 平均賃金に対する支給率
- ③ 母親に対する一時金のみ
- ④ 最高限度額あり
- ⑤ 限度額まで所得に応じた率
- ⑥ 定額及び配偶者に対する付加給付

Social Security Bulletin, November,  
1973, Vol. 36, No. 11, PP. 37~39.

(丸山史朗 沼津社会保険事務所)



### 社会保障こぼれ話

#### ヨーロッパの補足的年金

オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、およびスイスは古く、しかも、自由な社会保障制度をもっている。しかし、これらの国々では、年金受給者のうち $\frac{1}{4}$ 以上の人びとは、所得が全国的な平均を下まわっているので、資力調査を条件とする補足的な給付を受給している。資力調査という用語には、福祉や扶助のもっているような自由や人間の尊厳を傷つける意味を避ける配慮が加えられている。

そのような補足的給付の支給額（単身者）は、平均的な老齢年金に対する比率がオーストリアの45%からスイスの84%にわたっており、夫婦者では、その比率がフィンランドの53%からスイスの100%になっている。このような比率になるのは、部分的には、各国の基本的な年金制度に対する政策の違いによるものである。たとえば、オーストリアの年金は退職直前の所得で算出し、スイスの年金は最低基準の保障だけを企図している。

補足的給付を受給する人びとのうち、大部分の人びとは退職前の所得が低かったので、年金が少ないというよりも、むしろ、かれらは稼得活動時の産業や職業が経済的および技術的な変革の影響をうけた人びとや、新しい社会保障改革に対して十分に資格条件を満たすことのできなかった人びとである。いうなれば、かれらは経過的な段階における受給者で、たとえば、1964—69年の状況をみれば、給付費が減少しており、やがて、受給者は少なくなる。もっとも、給付費の減少しない例もみうけられる。

Max Horlic, Supplementary Security Income for Aged: Foreign Experience, Social Security Bulletin, Vol. 36, No.12, Dec. 1973, pp. 3—12.

(平石長久 社会保障研究所)